

本調査の実施にあたり、以下の①～③の内容を確認すること。

① 平成 21 年度中に支払われる期末・勤勉手当の年間支給月数について

○ 国の年間支給月数（4.15 月分）及び人事委員会の勧告した支給月数を上回る場合

→ 超過支給あり（様式 2 の①欄記入）

○ 国の年間支給月数又は人事委員会の勧告した支給月数のいずれか大きい方の月数を上回らない場合

→ 超過支給なし（記入不要）

② 期末・勤勉手当の基礎額について

○ 国を上回る役職段階別加算措置を行っている場合

→ 超過支給あり（様式 2 の②欄記入）

○ 国を上回る役職段階別加算措置を行っていない場合

→ 超過支給なし（記入不要）

③ 月例給のマイナス改定に伴う年間調整措置について

○ 年間調整措置（一部実施を除く。）に関する条例改正を行わない場合

→ 超過支給あり（様式 2 の③欄記入）

○ 年間調整措置（一部実施を除く。）に関する条例改正を行う（行った）場合

→ 超過支給なし（記入不要）

上記①～③のいずれも「超過支給なし」となる場合は、様式 2 の提出・記入は不要であること。（様式 1 のみ提出すること。）

上記①～③のいずれかで「超過支給あり」となる場合に限り、次の【調査要領】に従って、様式 2 の①～③の該当する欄に記入し、提出すること。

【調査要領】

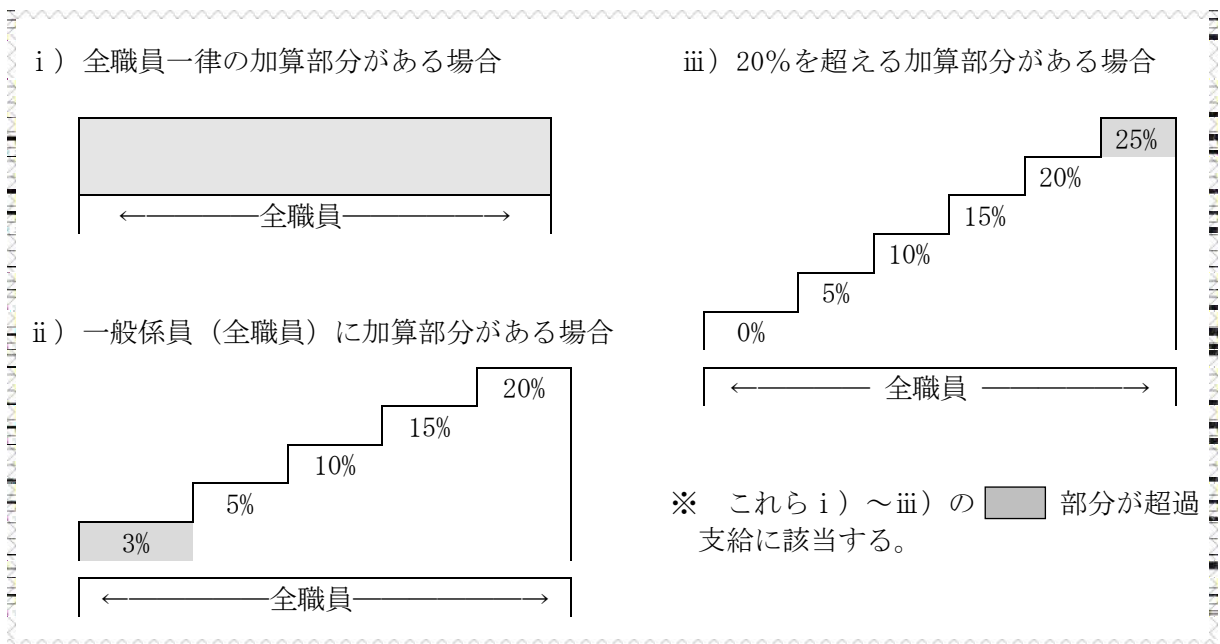
1 本調査は、平成 21 年度中に支払われる期末・勤勉手当や月例給のマイナス改定に伴う年間調整措置の状況を把握するものである。

本調査では、次の①～③のいずれかに該当する場合は、「超過支給がある団体」とする。

- ① 平成 21 年度中に支払われる期末・勤勉手当の年間支給月数が、国の年間支給月数（4.15 月分）及び人事委員会の勧告した支給月数を上回る場合。
- ② 期末・勤勉手当の基礎額について、国を上回る役職段階別加算措置を行っている場合。
- ③ 人事委員会勧告が月例給のマイナス改定を勧告した場合で、マイナス改定に伴う年間の調整措置の全部又は一部を実施しない場合。

※ 人事委員会の勧告した支給月数を上回る場合であっても、国の年間支給月数（4.15 月分）を上回らない場合は、①に該当しない。

※ ②の「国を上回る役職段階別加算措置」とは、以下の例に該当する場合とする。



※ 人事委員会の月例給に係る勧告が、マイナス改定でない場合（引上げ、据置きの場合）は、③に該当しない。

マイナス改定である場合は、人事委員会勧告において、年間の調整措置を「実施する」となっていない団体について、年間調整措置に関する条例改正を行わない場合には、③に該当するものとして「様式 2」の「③に該当」欄に記入すること。

次の場合は、③に該当するものとする。

人事院勧告における月例給の改定率による年間調整措置の総額（様式2のG欄の額） と人事委員会勧告における月例給の改定率による年間調整措置の総額（様式2のH 欄の額）のいずれか小さい額	
団体が実際に行った（又は行う見込みの）年間調整措置の総額	

※ 人事院勧告における月例給の改定率による年間調整措置の総額と人事委員会勧告にお
ける月例給の改定率による年間調整措置の総額のいずれか小さい額を超過して支給され
た部分 が超過支給に該当する。

ここでいう「年間調整措置」には、改正条例の施行日後のマイナス改定による影響額を含む。

2 給与条例の改正を終えている団体においては、当該改正後の条例の規定に従って記入するこ
と。

3 給与条例の改正を終えていない団体においては、今後の議会に提案する予定の条例改正の内
容に基づき記入すること。

（予定の内容に基づいて本調査に対応した団体において、後日の事情の変更等により、結果
的に条例改正の内容が、上記1の①～③のいずれかに該当することとなった場合には、速やか
に当該変更内容に応じて必要な事項を記載し、本調査の様式を提出すること。）

※ 上記3の扱いについて、現時点で今後の議会に提案する条例改正内容が未定という団体に
あっては、現時点における首長部局の方針に従って、記載内容を判断するとともに、結果的
に当該記載内容と異なる条例改正を行うこととなった場合には、当該条例改正案が固まった
時点で速やかに、当該変更内容に応じて必要な事項を記載し、本調査の様式を提出すること。

4 昨年度調査（平成20年12月8日付け総行給第112号・総財財第82号「期末・勤勉手当等の
超過支給状況について（照会）」の未報告分や報告誤りがある場合については、本調査にあわせ
て、回答を提出すること。

○ 提出書類

超過支給がある団体 様式1及び様式2（紙媒体及び電子データファイル）

超過支給がない団体 様式1のみ（紙媒体及び電子データファイル）

昨年度調査の未報告分や報告誤りがある団体 昨年度調査の個表（紙媒体及び電子データファイル）

○ 提出先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省自治行政局公務員部給与能率推進室給与第一係 小島あて

電話番号 03 (5253) 5549 (直)

E-MAIL n2.kojima@soumu.go.jp

【様式 2 の記載要領】

調査の対象職員は、企業会計を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員とする。

※ 県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員）は、都道府県の職員として回答すること。

※ 前記①～③のいずれについても該当しない場合には、記入不要である。

※ 千円以下の端数は、四捨五入によって計算すること。

①に該当する場合の記入方法

別表の A 及び B 欄に、下記に従って計算した額を記入すること。

【A 欄の記入額】

平成 21 年度中に対象職員に支給する期末・勤勉手当の総額（支給見込みの額を含む。）を記入すること（②に該当している場合には、期末・勤勉手当の基礎額から、②の国を上回る超過部分を除くこと。B 欄についても同様。）。月例給のマイナス改定に伴う年間調整措置により減額されることとなる額（期末・勤勉手当の算定の基礎となる給料月額等のマイナス改定による影響額は含まない。以下同じ。）がある場合には、その額を減ずる前の額を記入すること。

【B 欄の記入額】

期末・勤勉手当の支給月数を 4.15 月（国の月数）又は人事委員会の勧告した支給月数のいずれか大きい方の月数とした場合の支給総額を記入すること。年間調整措置により減額されることとなる額については、A 欄と同じ取扱いとすること。

②に該当する場合の記入方法

別表の D 及び E 欄に、下記に従って計算した額を記入すること。

【D 欄の記入額】

平成 21 年度中に対象職員に支給する期末・勤勉手当の総額（支給見込みの額を含む。）を記入すること。月例給のマイナス改定に伴う年間調整措置により減額されることとなる額がある場合には、その額を減ずる前の額を記入すること。

【E 欄の記入額】

役職段階別加算措置のみを国の措置と同じ取扱いとし、支給月数等は D 欄と同じにして計算した場合の支給総額を記入すること。年間調整措置により減額されることとなる額については、D 欄と同じ取扱いとすること。

③に該当する場合の記入方法

別表のG、H及びI欄に、下記に従って計算した額を記入すること。

なお、別紙1の添付がない場合（人事委員会勧告における平均改定率が△0.30%以下（マイナス幅の絶対値が0.30より大きい場合）は、H欄の記入は不要。

【G欄の記入額】

仮に国と同じ改定率（行（一）：△0.22%）で年間調整措置を実施することとした場合に減額すべき額を以下の計算方法により計算し、記入すること。

$$\left\{ \left[a \times \frac{0.22}{100} \times 12 \text{ (ヶ月)} \right] + \left[b \times \frac{0.22}{100} \right] \right\} \times c$$

a = 団体の「平成21年 地方公務員給与実態調査」の「第12表 職種別職員数及び給与額に関する調」の040行（普通会計関係の一般行政職員）の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額のみ）、管理職手当、特勤手当、へき地手当、寒冷地手当、それぞれの「支給職員数」と「1人当たり支給月額」を乗じた額の総額

b = 普通会計関係の一般行政職員に実際に支給された6月期の期末・勤勉手当の支給総額

c = 平成21年4月1日現在の（普通会計関係の総職員数／普通会計関係の一般行政職員数）

【H欄の記入額】

団体が人事委員会の改定率により年間調整措置を実施した場合に、減額すべき額を以下の計算方法により計算し、記入すること。

$$\left\{ \left[d \times \frac{e}{100} \times 12 \text{ (ヶ月)} \right] + \left[f \times \frac{e}{100} \right] \right\} \times g$$

d = 別紙1の「Ⅱ. 対象職種」欄に記載の職種の「平成21年 地方公務員給与実態調査」の「第12表」に該当する行の職員（一般行政職であれば050行、税務職であれば060行）の給料、諸手当（別紙1の「Ⅲ. 対象手当」欄に記載の手当に限る。）、それぞれの「支給職員数」と「1人当たり支給月額」を乗じた額の総額

e = 別紙1の「Ⅰ. 平均改定率」欄の率

f = 別紙1の「Ⅱ. 対象職種」欄に該当する職員に実際に支給された6月分の期末・勤勉手当の総額

g = 平成21年4月1日現在の（普通会計関係の総職員数／対象職種の職員数）

【I 欄の記入額】

団体において、実際に年間調整措置を行った（又は行う見込みの）額を記入すること。

- ・ 条例改正の施行日以後の月例給のマイナス改定による影響額を含むこと。

例えば、4月から11月までは調整措置を行わないが、12月以降に月例給のマイナス改定を行う場合は、12月から3月分のマイナス改定による影響額を年間調整措置の額とすること。

- ・ 特別給の支給月数のマイナス改定による影響額は含まないこと。

【L 欄の記入方法】

平成21年4月14日付け総行給第53号による「平成21年度給与抑制措置の状況調」において報告した数値（一般職・普通会計分）を転記すること。

なお、給与抑制措置の内容を見直した場合は、見直し後の額を記入すること。（見直し内容については、別紙（様式自由）を添付すること。）